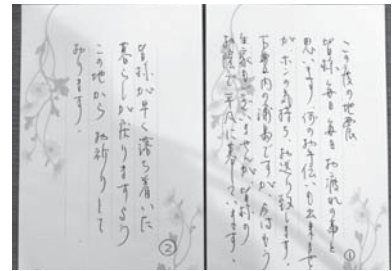


災害義援金

甲佐町災害義援金の募集とお願い



支援をいただいた方からのメッセージ

■甲佐町災害義援金について

町では、熊本地震の被害に遭った町民の皆さんの生活を支援するため、災害義援金を募集しています。

企業や団体、また全国各地の個人の皆様から寄せられた義援金の総額は、6月8日（水）時点で357,243,192円です。たくさんのご支援ありがとうございます。

●多くの皆さんの善意をお待ちしています

本町への災害義援金については、義援金専用口座への振り込みと現金書留郵便、町役場窓口で現在も受け付けを行っています。多くの皆さんの善意をお待ちしています。

▼義援金の振込口座

肥後銀行甲佐支店
普通預金 1344726

・口座名義人

甲佐町災害義援金 甲佐町長
奥名克美

▼現金書留郵便

送付先
〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町豊内
719番地4

甲佐町役場住民生活課宛て

※封筒に「救助用郵便」と記載すると、書留郵便物の料金が免除されます。

▼義援金の受け付け期限

・口座受け入れ 9月30日（金）
・郵便書留郵便 6月30日（木）

●義援金の配分について

本町に寄せられた災害義援金については、町の災害義援金配分委員会において配分基準を決定します。また、日本赤十字社、共同募金会および熊本県に寄せられた義援金については、県の熊本地震義援金配分委員会において配分基準が決定されます。義援金は、配分委員会において配分の時期や方法などを決定次第、配分します。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線107） ✉klg204@town.kosa.lg.jp

国民健康保険

入院した時の食事代が一部変更されました



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■入院時食事代の自己負担額を4月から変更しました

住民税課税世帯の人の入院時食事代の自己負担額が4月から変更されました。

入院時の食事代は、標準負担額を自己負担し残りを国民健康保険が負担しています。住民税課税世帯の人の入院時食事代（1食当たり）の標準負担額は、260円から360円に変わりました。

なお、住民税非課税世帯の人にについては、今回変更ありませんのでご注意ください。

●4月からの入院時食事代の自己負担額（1食当たり）

・住民税課税世帯
260円から360円へ変更

・住民税非課税世帯

低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯で、低所得者Ⅱ以外の70歳以上75歳未満の人）で、次のいずれかに該当する人

①90日までの入院

210円（変更ありません）

②過去12か月で90日を超える入院160円（変更ありません）

低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯で、各世帯員の所得金額が必要経費および控除（公的年金は控除額80万円）を差し引いたときに0円となる70歳以上75歳未満の人）100円（変更ありません）

※難病、小児慢性特定疾病および平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している患者の標準負担額は、260円に据え置かれます。

※住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの人がそれぞれの標準負担額となるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、町住民生活課保険係窓口申請してください。

入院時の食事代の詳細については、町住民生活課までお問い合わせください。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106） ✉klg204@town.kosa.lg.jp

国民年金・厚生年金

国民年金および厚生年金加入者へお知らせ



詳しくは町住民生活課にお尋ねください

■熊本地震で被災された方へ

●国民年金保険料の免除および口座振替について

熊本地震で被災し、住宅、家財、そのほかの財産について概ね2分の1以上の損害を受けた人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の全額または一部が免除されます。

被災により、保険料の口座振替納付の停止を希望する人は、日本年金機構被災者専用フリーダイヤルまたは熊本東年金事務所へご相談ください。

●年金の受け取りについて

年金の受け取りに使用している銀行などの預金通帳、印かん、

キャッシュカードなどを紛失された被災者の方は、年金支払いの指定口座をお持ちの金融機関に現金引き出しの方法をご相談ください（運転免許証など本人確認できるものをご準備ください）。

●障害年金などを所得制限により支給停止されている方

障害年金などの受給権者で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている人のうち被災された方は、住宅などの財産について概ね2分の1以上の損害を受けた場合、本人の申請に基づき一定期間支給停止を行います。

なお、翌年に行う前年の所得確認の際、前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合、震災により損害を受けた月までさかのぼって支給停止が行われますのであらかじめご了承ください。

▼お問い合わせ先

・日本年金機構被災者専用フリーダイヤル

0120・558・656

・熊本東年金事務所

096・367・2503

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 101） ✉ klg106@town.kosa.lg.jp

町税

■熊本地震に係る町税などの申告・納付期限の延長について

町では、熊本地震による被災状況などに鑑み、「甲佐町税条例」第18条の2に基づき、町税などの申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの（不服申し立てに関するものを除く）の提出期限と納付もしくは納入期限の延長を行っています。

これにより、熊本県内に住所、居所または納税地を有する納税者につきましては、熊本地震が発生した平成28年4月14日（木）以後に到来する申告および納付などの期限が自動的に延長されます。

※町税などを口座振替で納付している方は、通常通り指定期日に引き落とされますのであらかじめ

めご了承ください。

▼延長する期間について

申告・納付などの期限をいつまで延長するかについては余震がまだ終息していないため、現在のところ未定です。今後被災者の方や災害復旧の状況なども考慮して後日改めて定めお知らせします。

■町税などにおける納税通知書および納付書の発送について

6月14日（火）付けで平成28年度固定資産税、町県民税、国民健康保険税の納税通知書および納付書を発送しました。

第1納期限は6月30日（木）ですが、地震などの影響により納付が困難な方については、前述のとおり納期を延長していただきますので、町税務課までご相談いただきますようお願いいたします。

▼町税などの減免について

地震により家屋などに被害を受けた場合には、被害の程度に応じて税金が減免される場合があります。

減免の対象や申請時期、減免額などは、決定次第、町広報紙や町公式サイトなどでお知らせします。

町税などの申告・納付期限を延長します



詳しくは町税務課にお問い合わせください

町税務課 ☎ 096-234-1112（内線 111） ✉ klg105@town.kosa.lg.jp